

平成18年 3月22日

金融庁監督局総務課 御中

全 国 銀 行 協 会

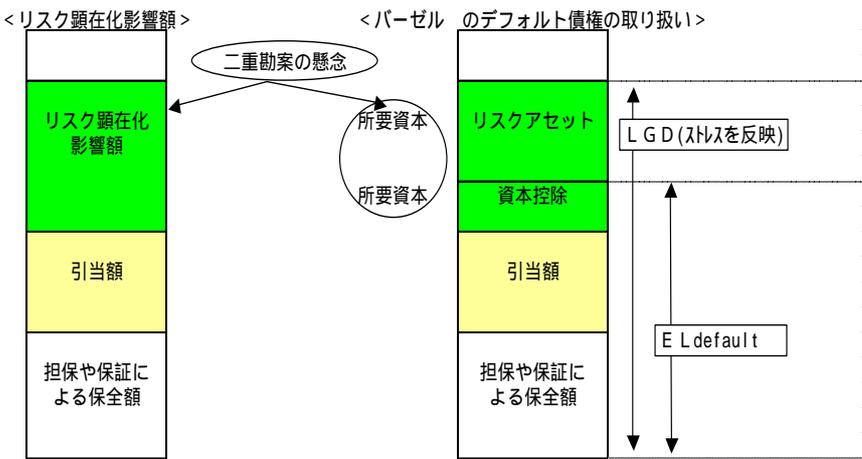
「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する
意見の提出について

平成18年 2月28日付で意見募集のあった標記の件について、バーゼル 第2
の柱の実施に関する事項に対する意見を別紙1のとおり、また、銀行代理業者
の監督に関する事項等に対する意見を別紙2のとおり、提出いたしますので、
何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

**「主要行等向けの総合的な監督指針」一部改正(案)に対する意見
(バーゼル 第2の柱の実施に関する事項)**

全国銀行協会

意見の該当箇所 (括弧内は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」一部改正案における該当箇所)	意見 / 確認事項
12 頁 -2-3-2-5(1) 信用リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (-2-4-3 (2))	公平な早期警戒制度とするためには以下の具体的な基準又は考え方を示していただきたい。 ・ 「与信残高が上位一定数以上の先」の「一定数」の具体的な基準 ・ 「大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額」の「大口与信先」の具体的な基準 ・ 「一定割合が損失」の「一定割合」の具体的な基準
12 頁 -2-3-2-5(1) 信用リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (-2-4-3 (2))	「大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額 (= 大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額 (担保・保証及び引当金により保全されていない債権額) の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額) を勘案した自己資本比率を基準とする」とあるが、バーゼルの先進的内部格付手法においては、下図の通り、デフォルト債権の非保全額に既に所要資本が賦課され、LGDの自行推計の方法次第では「リスク顕在化影響額」の一部が取り込まれることが考えられる。そうした各行の試みについても十分な配慮 (意見交換会の実施、自行推計値のモニタリング等) をして頂いた上で、本件の基準を策定して頂きたい。 
13 頁 -2-3-3-1 市場リスク管理 意義 (-2-5-1)	今回の「市場リスクの定義」の改訂趣旨を示していただきたい。なお、一つの用語の定義を複数とすることで混乱をきたす恐れがあるので、金融検査マニュアルと同じ定義 (現行通り) として頂きたい。
14 頁 -2-3-3-2(12) 市場リスク管理 主な着眼点 (-2-5-2 (7))	「(12) (前略) コア預金の内部定義を適切に行い、 <u>バックテスト等</u> による検証を行っているか。」とあるが、 <u>バックテスト等</u> とは、内部定義によるコア預金の残高等の妥当性を実証データに基づき検証を行うことと理解してよいか。

意見の該当箇所 (括弧内は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」一部改正案における該当箇所)	意見 / 確認事項
<p>15 頁 -2-3-3-3(1) □ . 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (-2-5-3 (2))</p>	<p>アウトライヤー基準は、銀行業を営む子会社が傘下にある場合には、各銀行毎に独立に計算し、その結果を合算する方法でもよいか確認したい。</p>
<p>15 頁 -2-3-3-3(1) □ . 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (-2-5-3 (2))</p>	<p>「標準的金利ショック」としては、「上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック」と「保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック」の 2 種類の金利ショックがあり、その選択は「銀行の選択に委ねられる」とあるが、金利ショックを選択した場合においても、全体への影響が小さい通貨については、金利ショックを使用してもよいか。</p> <p>また、資産/負債の 5% 以下の全体への影響が小さい通貨については、パーゼル委員会「金利リスクの管理と監督のための諸原則」(2004 年 7 月)の paragraph 82 で示された考え方に従ってよいことを確認したい。</p>
<p>15 頁 -2-3-3-3(1) □ . 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (-2-5-3 (2))</p>	<p>「標準的金利ショック」による経済価値の低下額の算出方法は、標準的金利ショック毎に、例えば、以下の算出方法でもよいか確認したい。</p> <p>「上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック」を選択する場合 上下 1 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショックにより算定された、現在価値の変化額がマイナス方向の金額に、200 を乗じた額</p> <p>「保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック」を選択する場合 上下 1 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショックにより、通貨ごとに現在価値が減少する方向（金利上昇、金利下降方向のいずれか）を決定する。</p> <p>通貨毎に決定した方向に基づき金利ショック（シナリオ）を作成する。例えば、金利上昇方向を選択した通貨の場合、グリットポイント毎（ターム毎）の過去データを用いて、1 年（保有期間）のリターン値を最低 5 年分算出し、リターン値の大きい順（金利上昇幅（率）の大きい順）に並べ、99 パーセンタイル値をカバーする金利上昇方向でのリターン値を求める。</p> <p>グリット毎に求めた 99 パーセンタイルのリターン値を、各グリットポイントの BPV（金利 1BP 上昇による現在価値の変化額）に乗じて単純合計する。</p>
<p>15 頁 -2-3-3-3(1) □ . 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (-2-5-3 (2))</p>	<p>「（別紙 1）パーゼル 第 2 の柱の実施について」においてアウトライヤー基準の適用開始は「19 年 4 月」となっており、一方、「-2-3-3 市場リスク管理 3 (1) □ アウトライヤー基準」において「（19 年 3 月期より適用）」とある。この表現は、19 年 3 月期基準の計数に基づいて、19 年 4 月 1 日以降においてアウトライヤー基準をモニタリングの対象とするという理解でよいか確認したい。</p>

意見の該当箇所 (括弧内は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」一部改正案における該当箇所)	意見 / 確認事項
<p>16 頁 -2-3-3-3(1) 口(注1)二 . a . 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (-2-5-3 (2))</p>	<p>「二 . a . 過去 5 年の最大年間流出量(過去 5 年で一度も預金の大宗において金利上昇がなかった場合は、過去 5 年を越える直近の金利上昇時の年間流出量)を現残高から差し引いた残高」とあるが、円金利では、1990 年以後現在にいたるまで基本的に金利下降局面であったため、下線の直近上昇時の年間流出量に該当するデータは、1990 年まで遡る必要がある。しかし、当時の状況(ペイ・オフの導入及び主要行統合等以前)と現時点では銀行を取り巻く環境が大きく異なっていること、また、信頼に足るデータが取得できないこと等の理由により対応が不可能である。下線部の記載事項について、「過去 5 年で一度も預金の太宗において金利上昇がなかった場合は、過去 5 年を越える直近の金利上昇時、もしくは、過去 10 年の年間最大流出量」に変更していただきたい。</p>
<p>16 頁 -2-3-3-3(1) 口(注1)三 . 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (-2-5-3 (2))</p>	<p>「三 . 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を当局に説明できる場合には使用することができる」とあるが、モデルに基づく高度なリスク計算方法には、予測する際に、過去の事象が引続き継続されるものとして推定する方法も含まれることを確認したい。</p>

以 上

**「主要行等向けの総合的な監督指針」一部改正(案)に対する意見
(銀行代理業者の監督に関する事項等)**

全国銀行協会

意見の該当箇所 (括弧内は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」一部改正案における該当箇所)	意見 / 確認事項
17 頁 -3-1-5-3 M&A ファイナンス等の際の不適切な取引の発生の防止	・具体的にどのような行為が不適切な取引となるのか、ご教示願いたい。
46 頁 -3-2-1-2-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理 / 許可申請に係る事務処理 / 添付書類 / (1) 定款 (-3-2-1-2-3)	・「 定款の目的に銀行代理業に係る業務が定められているかを確認する」、「 定款の目的に、銀行代理業に係る業務が定められていない場合には、当該業務の目的への追加を決議した株主総会の議事録が添付されているかを確認する」とあるが、例えば、株主総会の召集通知において定款変更の意思が確認できる場合には代替可能として頂きたい。
51 頁 -3-2-1-2-3 添付書類 / (11) 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類 (-3-2-1-2-3)	・銀行代理業に関する能力を有する者が申請時点において研修未済であっても、業務開始までに履修すればよいという理解でよいか。 ・申請時点において配置予定先が決定していない場合には、どのように対応すればよいか。
55 頁 -3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査 / (1) 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者 (-3-2-2-2)	・規定の趣旨の明確化のため、「企業財務に従事した経験」を「企業財務の分析等に従事した経験」に修正して頂きたい。
55 頁 -3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査 / (2) 社内規則に係る主な留意点 財産の分別管理の方法 (-3-2-2-2)	・金銭の分別管理の方法については、物理的に分別管理されていることを求められているわけではなく、勘定上分別管理されていればよいとの理解でよいか。

意見の該当箇所 (括弧内は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」一部改正案における該当箇所)	意見 / 確認事項
56 頁 -3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査 / (2) 社内規則に係る主な留意点 顧客情報の管理イ (-3-2-2-2) 71 頁 -4-2-5-2 顧客情報管理 (-4-2-5-2)	<ul style="list-style-type: none"> 顧客情報を適正に管理するための方法や体制として、組織・担当者の分離は必ずしも要せず、例示との理解で良いか。
75 頁 -5-2-2 所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置 / (1) 銀行代理業者の監督のための内部管理態勢の整備 (-5-2-2)	<ul style="list-style-type: none"> 「銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する」とあるが、本規定の趣旨は、責任を有する部署又は担当者の明確化であり、専担部署の設置または専担者の配置までは必ずしも要しないという理解でよいか。

以 上